(案)

新宿区事故防止等のためのビデオカメラ設置等基準

平成 年 月 日 新子保運第 号

新宿区立保育所等における事故防止等のためのビデオカメラの設置及び運用に関する要綱(平成年 月 日28新子保運第 号。以下「要綱」という。)第4条第2項に基づき事故防止等のためのビデオカメラの設置基準を定める。

- 第1 事故防止等のためのビデオカメラが撮影を行う範囲は次のとおりとする。
 - (1) 0~2 歳児クラスの活動を必須の録画対象とする。
 - (2) 事故が起きやすいとされる食事、午睡、水遊びの場面の録画を原則とする。
- 第2 事故防止等のためのビデオカメラの設置台数は、保育所等1 園につき4 台以内で必要な最小限の台数とする。
- 第3 設置する事故防止等のためのビデオカメラは、撮影の対象に応じて広範囲又は特定の範囲を撮 影できるものとする。
- 第4 事故防止等のためのビデオカメラの設置にあたっては、設置の趣旨、設置場所等について、当該保育所等の保護者及び職員並びに保育所等関係者に対して周知を行うものとする。
- 第5 事故防止等のためのビデオカメラにより撮影した画像を常時表示する装置は設置しないものとする。

附則

1 この基準は、平成 年 月 日から施行する。